

平成 2 7 年 6 月 1 0 日現在

機関番号：3 4 5 0 9

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012 ~ 2014

課題番号：2 4 7 3 0 4 9 5

研究課題名 (和文) 高齢者虐待防止体制の日韓比較

研究課題名 (英文) Comparison of programs for preventing elder abuse in South Korea and Japan

研究代表者

水上 然 (MIZUGAMI, TSUZURU)

神戸学院大学・総合リハビリテーション学部・講師

研究者番号：7 0 6 2 0 7 4 8

交付決定額 (研究期間全体) : (直接経費) 3,300,000 円

研究成果の概要 (和文) : 本研究では、高齢者虐待防止施策の日韓比較、高齢者虐待対応の全国データの日韓比較、政令市における虐待対応評価データの分析、日韓両国での高齢者虐待に対する意識調査等を行った。

日本においては地域包括支援センターを中心とした総合相談力が高いこと、韓国においては虐待対応に特化した老人保護機関があるなどそれぞれに優れた点があった。そこで、両国の虐待対応におけるより望ましいあり方として、基礎自治体レベルつまり高齢者の総合相談機関での虐待対応能力を高め、地域全体の力を活用しつつ、虐待相談に特化したより高度な専門性を持った機関を広域自治体レベルに置く、日本と韓国のシステムを融合し発展させた形を提案した。

研究成果の概要 (英文) : In this study, we compared policies for preventing elder abuse in South Korea and Japan, compared countrywide data pertaining to elder abuse in South Korea and Japan, analyzed evaluation data pertaining to elder abuse in government ordinance cities, and performed an attitude survey regarding elder abuse in South Korea and Japan.

We found good points in each country: in Japan, comprehensive support centers are well equipped to provide general consultation, and South Korea has established the Korean Elder Protection Agency, which is focused on elder abuse. Based on these findings, we suggest that systems to prevent elder abuse in Japan and South Korea should be unified to facilitate further operational development: municipal operations should be enhanced to enable comprehensive support to be provided to the abused elderly and an agency focused on elder abuse, operational in all provinces, and able to use all community networks available should be established.

研究分野：高齢者福祉

キーワード：高齢者虐待 韓国 国際比較 市町村 老人保護機関 地域包括支援センター 家族意識 相談通報

1. 研究開始当初の背景

高齢者虐待を「家庭内暴力」のひとつの領域と捉え専門的広域的な仕組みで虐待に対応している韓国と、「介護課題」への対応を中心に市町村(基礎自治体)を核とし生活圏域ごとに設置された包括的相談機関が虐待に対応する日本の、両国の仕組みを比較検討するところに本研究の特徴がある。中でも高齢者虐待に対して刑事的な処罰のある韓国での対応が、機能しているのかどうかということは、重要な点である。強弱の差はあるにせよ司法介入による強制的な対応を行うべきかどうかは、養護者支援の理念に関わる重い課題である。法律が異なる日本と韓国において、現場レベルでの対応が実際的にどの程度異なりを見せるのか、比較することは意義があると考えられる。また、韓国では広域自治体、日本では基礎自治体が虐待対応の中心的な役割を担っているが、両者の役割がどのようにあるべきか、日韓両国の具体例から、ある程度導き出されるだろう。

2. 研究の目的

日本および韓国では、急激な高齢化が進展しており、その対策が急がれている。高齢化対策の中でも、高齢者虐待への対応は優先度の高い課題である。高齢者虐待の傾向について、息子からの虐待の占める割合が高いなど日韓両国には類似点がみられる。そこで、日韓両国における高齢者虐待防止施策について、その背景となる社会的・文化的文脈を含め比較検証を行い、日韓両国それぞれに有効と考えられる高齢者虐待対策をまとめる。

3. 研究の方法

(1) 高齢者虐待防止施策の日韓比較

日韓における高齢者虐待防止施策をレビューした。具体的には、老人福祉法(日本・韓国)、介護保険制度・老人長期療養保険制度、高齢者虐待防止法・家庭内暴力犯罪の処罰などに関する特例法に焦点をあて比較を行った。また、韓国の老人保護機関を視察し高齢者虐待対応の現状について聞き取りを行うと共に、共同で高齢者虐待対応セミナーを開催した。

(2) 高齢者虐待対応の全国データの分析

韓国と日本の高齢者虐待における通報事例の統計的データを比較した。韓国のデータは老人虐待報告書(保健福祉部・中央老人保護専門機関 2006~2011)を、日本のデータは高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果(厚生労働省 2006~2010)を用いた。

(3) 政令指定都市における虐待対応評価

自治体および地域包括支援センターにおける継続した虐待対応の実践について担当者との意見交換を行うと共に、匿名化された高

齢者虐待の相談通報事例のデータを分析し、自治体における虐待事例の現状と対応状況を明らかにした。

(4) 日韓両国での高齢者虐待の意識調査

日韓両国の高齢者虐待防止施策の背景となる社会的・文化的な文脈や高齢者虐待についての意識を明らかにするため日韓両国で質問紙調査を行った。

調査期間は2014年8月~12月とした。調査対象は、高齢者虐待に直面する可能性のあるケアに関する専門職(施設、在宅)で、調査サンプルは日本701・韓国627であった。過去の調査を参考に「高齢者虐待についての意識」に関する指標を作成し予備調査を行ったうえで調査を実施した。「家系意識」「家族の扶養」「高齢者のイメージ」などをキーワードとし、高齢者虐待についての意識との関連性を調べるとともに、日韓の意識の比較を行った。

4. 研究成果

(1) 高齢者虐待防止施策の日韓比較

高齢者虐待防止施策について韓国と日本を比較した上で、両国の虐待防止体制を強化するための方策を考察し、より望ましい虐待防止体制の提案を行った。

両国の高齢者虐待防止施策のレビューから明らかになったのは主に以下の3点である。韓国においては中央老人専門保護機関を設置し国の役割をより明確にすると共に、全国的な虐待事例のデータ分析からプログラム開発につながるPDCAサイクルを組み込んでいた。韓国では広域自治体、日本では基礎自治体の単位で虐待防止体制が組まれていた。韓国では高齢者虐待に特化した専門相談機関が、日本では地域の包括的な総合相談機関が高齢者虐待に対応していた。

韓国の高齢化率は日本に比べまだ低く、コミュニティベースでの在宅サービスはこれから発展していく余地があり、基礎自治体レベルで高齢者に関する「一般相談」に対応できる機関の設置、並びに専門家の育成が急務であった。一方、日本においては虐待相談に特化した機関が無く、相談機関が分散化されており、法律問題や精神保健対応を含むより専門的な虐待事例への対応力を強化させる必要が認められた。

当初、研究の目的としていた司法との関わりであるが、韓国の老人保護機関の職員を対象に、虐待対応の現状について聞き取りを行ったところ、韓国では高齢者虐待に対して刑事的な処罰が定められているが、被害者の告訴がなければ公訴できず、刑事的な処罰の対象となることは稀であることがわかった。この面において、日本の状況と差は認められなかった。

今後の日韓両国の虐待対応における望ましいあり方として、基礎自治体レベルつまり総合相談機関での虐待対応能力を高め、地域

全体の力を活用しつつ、虐待相談に特化したより高度な専門性を持った機関を広域自治体レベルに置く、韓国と日本のシステムを融合し発展させた形が提案できる。

なお、日韓両国の高齢者虐待防止施策の流れについては、年表1 日韓の高齢者虐待防止関連法、年表2 日韓の高齢者虐待防止関連事業を参照されたい。

年表 1-1 日韓の高齢者虐待防止関連法

韓国	日本
1981 老人福祉法成立	1963 老人福祉法成立
1997 家庭暴力罪の処罰等に関する特例法成立	1997 介護保険法成立
1997 家庭暴力防止及び被害者保護等に関する法律成立	
2004 老人福祉法改正	
	2005 介護保険法の改正 2005 高齢者虐待防止法成立
2007 親孝行奨励及び支援に関する法成立	
2007 長期療養保険法成立	

年表 1-2 日韓の高齢者虐待防止関連事業

韓国	日本
	1990 在宅介護支援センターの事業化
2002 老人虐待相談センター事業開始	
2004 老人保護専門機関指定 (全国16ヶ広域市道)	2003 国によるモデル事業 (横須賀市、金沢市)
2004 全国統一老人虐待通報電話 新設	2004 高齢者虐待防止ネットワーク 運営事業
2006 中央老人保護専門機関開所	2006 地域包括支援センター開所
2010 中央老人保護専門機関1ヶ所 地方老人保護専門機関23ヶ所	2010 地域包括支援センター 4065か所

(2) 高齢者虐待対応の全国データの分析

韓国と日本の高齢者虐待における通報事例の統計的データを比較した。

2011 年度1年間に相談通報受理機関が通報を受理し虐待だと判断した件数は、韓国が3,441件、日本が16,599件、高齢者人口1万人あたりに換算すると韓国は6.2件、日本は5.6件であった。

虐待の種別を見ると、両国共に身体的虐待と心理的虐待が多く、被虐待者の性別は女性が7割を占めた。また、虐待者は息子が多く、韓国では虐待事例の55%、日本では41%を占めた。相談通報者は、韓国では被虐待老人が最も多く虐待相談の28%、次に親戚21%、通報義務者(老人福祉施設従事者、社会福祉担当公務員など)21%を占めた。日本では、介護支援専門員・介護保険事業所職員が42%、家族親族が12%、被虐待高齢者11%であった。

(3) 政令指定都市における虐待対応評価

政令指定都市Aに2011年4月～2012年3

月に寄せられた相談通報164事例の全事例評価データの分析を行い、以下のことを明らかにした。

虐待対応の初期評価会議で相談通報された事例のうち、虐待があるとされたのは74%、虐待があるかどうか判断がつかなかったのは20%、虐待が無いと判断されたのは6%であった。虐待が無いと判断された事例を除く147事例について分析を行った。

虐待の現状は、身体的虐待52%、心理的虐待31%、経済的虐待17%、介護放棄21%、性的虐待1%であった。被虐待高齢者の属性は、女が73%、男が27%、要介護度は、自立・未申請が27%、支援は7%、介1～2は34%、介3以上28%であった。経済状況については、生活保護世帯が12%、保護以外の低所得世帯が27%を占めた。息子による虐待が37%を占め、その22%において虐待の第1要因は無職(失業)であった。

事例の終結状況であるが、年度末評価時において分析した147事例の内、54%が終結していた。終結80事例の内訳は、在宅で安定が51%、施設入所が33%であった。虐待かどうかの判断がつかなかった25事例についても12事例の状況が改善し終結し、13事例の対応が継続された。虐待の確証が得られず、虐待があるかどうか判断がつかない事例についても、虐待に準じた対応をとる必要があった。

これまで虐待の要因として介護負担等が指摘されてきたが、虐待事例に生活保護や低所得世帯が多く含まれることが新たに明らかとなり、所得補償や経済的な自立の支援の必要性が認められた。

(4) 日韓両国での高齢者虐待の意識調査

日韓両国のケアに関する専門職の高齢者虐待に関する意識を明らかにした。結果の概要は下記の通りである。

A. 回答者の基本属性

韓国；性別は、女性90%、男性7%、無回答3%であった。年齢は、39歳以下が6%、40～59歳が74%、60歳以上が20%であった。所属は、施設が50%、在宅が50%であった。

日本；性別は、女性81%、男性19%であった。年齢は、39歳以下が35%、40～59歳が47%、60歳以上が18%であった。所属は、施設が45%、在宅が55%であった。

B. 高齢者虐待の相談通報の意識(表4-1)

両国を比較すると「利用者」「親友」が虐待を受けている場合には、日本の方が公的な機関に連絡し相談すると答えた割合が高かった。しかし、高齢になった自分自身が虐待を受けた場合、公的な機関に連絡し相談すると答えた割合は日本が韓国に比べ低かった。

表 4-1 虐待の相談通報の意識

		N	平均 値	標準 偏差	
あなたの利用者が、家族から虐待を受けているのに気づいた場合	韓国	625	3.5	0.7	**
	日本	696	3.6	0.5	
隣近所の人(高齢者)が、家族から虐待を受けているのに気づいた場合	韓国	622	3.4	0.7	
	日本	697	3.4	0.6	
高齢になったあなたの親友が、家族から虐待を受けているのに気づいた場合	韓国	618	3.4	0.7	**
	日本	697	3.5	0.5	
あなたの高齢の親が、あなた以外の家族から虐待を受けているのがわかった場合	韓国	621	3.5	0.7	
	日本	697	3.5	0.7	
高齢になったあなたが、家族から虐待を受けた場合	韓国	623	3.5	1.8	***
	日本	696	3.0	0.8	

平均値とは「1 相談することは全くない、2 おそらく相談しない、3 迷うが、相談する、4 迷わず相談する」と回答した平均値

*** $p < 0.001$, ** $p < 0.01$, * $p < 0.05$

C. 高齢者虐待に対する社会的介入への積極性(表 4-2)

身体的な虐待、介護放棄、経済的虐待、心理的虐待、性的虐待、いずれの虐待に対しても、「公的な機関が介入・支援すべき必要性が高い」と回答する割合が韓国より日本で高かった。

表 4-2 虐待に対する社会的介入への積極性

		N	平均 値	標準 偏差	
家族が適切な介護を行わず、放置している。	韓国	623	3.2	0.9	***
	日本	696	3.7	0.6	
家族から人格を否定されるような言葉を投げられている。	韓国	604	2.9	0.9	***
	日本	698	3.4	0.7	
認知症の妻(夫)が、望まない性交渉を要求されている。	韓国	610	2.8	1.0	***
	日本	690	3.2	0.8	
家族が、本人の財産を本人の了解なしに処分している。	韓国	616	2.9	1.0	***
	日本	696	3.2	0.8	
家族からなぐる、けるといった暴力を受けている。	韓国	614	3.1	1.0	***
	日本	699	3.8	0.5	

平均値とは「1 公的な機関が介入・支援する必要はない、2 公的な機関が介入・支援する必要は少ない、3 公的な機関が介入・支援すべき必要性がある、4 公的な機関が介入・支援すべき必要性が高い」と回答した平均値

*** $p < 0.001$, ** $p < 0.01$, * $p < 0.05$

D. 家族意識

家族意識については 14 項目の調査を行い、因子分析を行った上で、3 つのカテゴリ「扶養」「凝集性」「家系」を構成した。

扶養意識は、日本より韓国が高かった。特に、「子どもはどんなことをしてでも親を養うものだ。」という項目について差が大きかった。

家族の凝集性については、韓国より日本の意識が高かった。特に、「家族以外の他の人に、迷惑はかけたくない。」において、差があった。

家系の意識については、日本より韓国の意識が高かった。特に、「先祖から受け継いだ「家(系)」を守り続けたい。」において、差があった。

表 4-2 家族意識・扶養

		N	平均 値	標準 偏差	
年老いた親の介護は家族が担うべきだ。	韓国	607	3.5	0.8	***
	日本	697	2.2	0.9	
子どもはどんなことをしてでも親を養うものだ。	韓国	611	3.7	0.5	***
	日本	693	1.9	0.8	
年をとった親は息子夫婦、あるいは娘夫婦と一緒に暮らすのがよい。	韓国	608	3.3	0.8	***
	日本	698	2.2	0.9	
自分の子どもに老後の面倒をみてもらいたい。	韓国	617	3.2	0.9	***
	日本	698	1.9	0.8	
子どもや孫とはいつも一緒に生活できるのがよい。	韓国	609	3.5	0.7	***
	日本	697	2.4	0.9	
他の人から理想とされる家族でありたい。	韓国	623	3.5	0.7	***
	日本	698	2.4	0.9	

平均値とは「1 そう思わない、2 あまりそう思わない、3 ややそう思う、4 そう思う」と回答した平均値

*** $p < 0.001$, ** $p < 0.01$, * $p < 0.05$

表 4-3 家族意識・凝集性

		N	平均 値	標準 偏差	
家族のもめごとは、外からの支援を受けず、家族で解決したい。	韓国	609	2.5	0.8	*
	日本	699	2.4	0.9	
家族以外の他の人に、迷惑はかけたくない。	韓国	615	2.4	0.8	***
	日本	699	2.8	0.9	
家族と過ごす時間を最も大切にしたい。	韓国	620	2.4	0.8	***
	日本	694	3.1	0.8	
家族のためなら、自らを犠牲にできる。	韓国	620	2.8	1.2	
	日本	694	2.8	0.9	
家族は、運命を共にするものだ。	韓国	624	2.3	0.8	**
	日本	687	2.2	0.9	

平均値とは「1 そう思わない、2 あまりそう思わない、3 ややそう思う、4 そう思う」と回答した平均値

*** $p < 0.001$, ** $p < 0.01$, * $p < 0.05$

表 4-4 家族意識・家系

		N	平均 値	標準 偏差	
先祖から受け継いだ「家(系)」を守り続けたい。	韓国	616	3.6	0.7	***
	日本	697	2.4	1.0	
日頃から、先祖の供養を行っている。	韓国	613	3.4	0.8	***
	日本	695	2.8	1.0	
年老いた親を介護することはすばらしい行いだ。	韓国	613	3.4	0.8	***
	日本	696	3.1	0.8	

平均値とは「1 そう思わない、2 あまりそう思わない、3 ややそう思う、4 そう思う」と回答した平均値

*** $p < 0.001$, ** $p < 0.01$, * $p < 0.05$

E. 相談通報の意識と家族意識の相関

家族意識の「扶養」「凝集性」「家系」のうち、「家系」については「相談通報の意識」と正の相関が見られた。つまり、家系意識が高いと虐待の相談通報を行うという結果であった。

表 4-5 相談通報の意識と家族意識の相関

相関係数		扶養	凝集性	家系
相談通報意識	Pearson の相関係数	.035	-.038	.106**
	有意確率(両側)	.226	.176	.000
	N	1220	1241	1259

**．相関係数は 1% 水準で有意（両側）です。

5．主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 1 件)

水上然，張允植，金高閔，高齢者虐待防止施策の韓日比較，地域福祉研究，査読有，42 巻，2014，110-119

〔学会発表〕(計 8 件)

水上然，レビューの取組みから見えてきたこと，2012，第 9 回高齢者虐待防止学会，神戸

水上然，高齢者虐待における相談通報全事例への評価実践，2013，日本老年社会科学会第 55 回大会，大阪

MIZUGAMI Tsuzuru，JANG Yunjeong，KIM Koeun，KURODA Kenji，Comparison of programs for preventing elder abuse in South Korea and Japan，2013，The 20th World Congress of Gerontology and Geriatrics (Seoul)

KURODA Kenji，MIZUGAMI Tsuzuru，JANG Yunjeong，KIM Koeun，Comparison of reported cases of elder abuse in South Korea and Japan，2013，The 20th World Congress of Gerontology and Geriatrics (Seoul)

MIZUGAMI Tsuzuru，JANG Yyunjeong，KIM Koeun，KURODA Kenji，Current status and intervention in elder abuse of A-City in Japan，2014，The Joint World Conference on Social Work，Education and Social Development (Melbourne)

Mizugami Tsuzuru，_____，長期療養サービスの類型別にみた高齢者虐待の認識水準と介入への積極性，2015，韓国社会福祉学会春季学術大会校，韓国春川

水上然，黒田研二，家族意識とその関連要因；特別養護老人ホームと訪問介護事業所への質問紙調査から，2015，日本老年社会科学会第 57 回大会，横浜

水上然，黒田研二，訪問介護事業所職員

の「権利侵害事案への社会的な支援」に対する意識，2015，第 20 回日本在宅ケア学会学術集会，東京

6．研究組織

(1)研究代表者

水上 然 (MIZUGAMI, Tsuzuru)

神戸学院大学・総合リハビリテーション学部・講師

研究者番号：24730495

(2)連携研究者

張 允植 (JANG, Yunjeong)

慶南大学/韓国・社会福祉学部・准教授

(3)研究協力者

金高閔 (KIM, Koeun)

慶南開発研究所/韓国・女性家庭政策センター・主任研究員

(4)研究協力者

黒田研二 (KURODA, Kenji)

関西大学・人間健康学部・教授